

参考資料7 条例・施行規則に定める利用料等・参考資料8 減免基準

○京丹後市指定通所介護事業所条例

(利用料等)

第7条 事業の提供を受けた者は、厚生労働大臣が定める基準による利用料（第5条第2号に該当する者にあつては、市長が別に定める利用料）を納付しなければならない。ただし、市から居宅介護サービス費、介護予防サービス費又は介護予防生活支援サービス費が支給された場合は、それを除いた額とする。

2 市長は、次に掲げる費用について、実費の額の範囲内において規則で定める額を徴収するものとする。

(1) 食費

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する通所介護事業又は第1号通所事業のなかで提供されるサービスのうち日常生活上の便宜の提供に係る費用であつて、利用者が負担することが適当と認められる費用

3 市長は、低所得者で特に生計の維持が困難な者のうち、必要と認める者に対しては、第1項に規定する利用料及び前項に規定する費用の全部又は一部を免除することができる。

○京丹後市指定通所介護事業所条例施行規則

(費用の額)

第10条の2 条例第7条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第7条第2項第1号の食費 1回につき650円

(2) 条例第7条第2項第2号のおむつ代 実費額

(3) 条例第7条第2項第3号の費用 実費額

(利用料等の軽減)

第11条 条例第7条第3項の規定による利用料及び費用の軽減対象者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証（以下「確認証」という。）の交付を受けた者とする。

2 軽減の額は、利用料等に確認証記載の減額割合を乗じた額とする。

3 軽減を受けようとする者は、事業所の管理者に対し確認証を提示しなければならない。